

令和2年度における四国地区の独占禁止法の運用状況等について

令和3年6月22日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所四国支所

第1 独占禁止法違反事件等の処理状況

1 公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしている。また、IT・デジタル関連分野や農業・漁業分野における独占禁止法違反被疑行為など、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に取り組んでいる。

そして、公正取引委員会は、一般から提供された情報（申告）、自ら探知した事実等を検討し、必要な審査を行い、審査の結果、違反行為が認められたときは、違反行為をした事業者等に対し、違反行為を排除するために必要な措置等を命じている。違反行為のうち、価格カルテル・入札談合・受注調整、優越的地位の濫用等については、違反行為をした事業者に対して課徴金の納付を命じている。また、違反被疑行為について公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認められるときは、確約手続を適用し、事業者と協調的な問題解決を図っている。

2 最近の独占禁止法違反事件等の処理状況（不当廉売事案で迅速処理したもの及び優越的地位の濫用事案で注意したものを除く。）

最近の5年間における四国地区の独占禁止法違反事件等の処理状況は、次のとおりである。

第1に関する問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所審査課 電話 087-811-1756（直通）
第2及び第3に関する問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所総務課 電話 087-811-1750（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/

独占禁止法違反事件等の処理件数

(単位：件)

処理内容		年 度					
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
審査 件 数	前年度からの繰越し	1	0	0	0	1	
	年度内新規着手	0	0	4	2	1	
	合 計	1	0	4	2	2	
処 理 件 数	法的措置(注1)	排除措置命令等	1	0	0	0	0
	そ の 他	警 告(注2)	0	0	1	0	0
		注 意(注3)	0	0	2	1	2
		打切り(注4)	0	0	1	0	0
		小 計	0	0	4	1	2
合 計	1	0	4	1	2		
次年度への繰越し		0	0	0	1	0	

(注1)「法的措置」とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定であり、一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共になされている場合には、法的措置件数を1件としている。

(注2)「警告」とは、排除措置命令を採るに足る証拠が得られないが、違反の疑いがある場合に行う措置である。

(注3)「注意」とは、違反行為の存在を疑うに足る証拠が得られないが、将来違反につながるおそれがある場合に行う措置である。

(注4)「打切り」とは、違反行為が認められない等により、審査を打ち切る場合をいう。

3 独占禁止法違反事件等の概要

(1) 不当廉売

不当廉売は、総販売原価を著しく下回る価格で継続して販売するほか、不当に低い価格で販売することにより、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれのある行為であり、独占禁止法第19条で禁止されるものである。申告のあった小売業に係る不当廉売事案については、迅速に処理するとの方針の下で対処しているほか、大規模事業者による不当廉売等周辺の中小事業者に対する影響が大きいと考えられる事案については厳正に対処することとしている。

なお、迅速に処理するとの上記方針の下、令和2年度においては、石油製品の小売業について、不当廉売につながるおそれがあるとして四国地区で7件の注意を行った。

(2) その他

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったため、注意を行った。

ア 家具の製造販売業を営むAは、Aが製造販売する家具について、小売業者に対し、Aが定める希望小売価格以上の価格で販売するよう要請し、また、インターネット販売において、小売業者が送料を一般消費者に代わって負担することのないように要請していた。

イ 農産物直売所の出荷者で構成される団体Bは、出荷者が当該農産物直売所で販売する農産物の最低販売価格を定めようとしていた。

第2 企業結合関係届出及び協同組合届出の状況

1 企業結合関係届出

独占禁止法では第4章において、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止（第9条）及び銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限（第11条）について規定しているほか、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による場合の会社等の株式取得・所有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等の禁止並びに一定の条件を満たす企業結合についての届出義務（第10条及び第13条から第16条まで）を規定している。

公正取引委員会は、これら株式取得・所有、合併等に係る独占禁止法上の問題の有無について審査を行っている。

最近5年間における四国地区の企業結合関係届出の状況は、次のとおりである。

企業結合関係届出受理件数

（単位：件）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
株式取得届出受理	1	0	2	0	1
合併届出受理	0	0	0	0	0
分割届出受理	1	0	0	0	0
共同株式移転届出受理	0	0	0	0	0
事業譲受け等届出受理	0	0	0	0	0
合計	2	0	2	0	1

2 協同組合届出

中小企業等協同組合法は、同法に基づき設立された事業協同組合及び信用協同組合に対し、同法第7条第1項第1号に規定する小規模事業者以外の事業者が加入したとき又は組合員が同小規模事業者でなくなったときには、その旨を公正取引委員会に届け出ることを義務付けている（同法第7条第3項）。

最近5年間における四国地区の協同組合届出件数は、次のとおりである。

中小企業等協同組合法第7条第3項に基づく届出件数

（単位：件）

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
12	11	19	16	20

第3 広報・広聴活動

公正取引委員会は、独占禁止法等の普及・啓発及び競争政策の運営に資するため、次のような広報・広聴活動を行っている。

1 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した政策運営に資するため、独占禁止政策協力委員制度を設置しており、公正取引委員会が行う広報活動等に御協力いただくとともに、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見聴取を行っている。

令和2年度においては、(1) 変化する社会経済環境における公正取引委員会に対する期待、(2) 新型コロナウイルスの感染拡大がもたらす経済や事業活動等への影響、事業者・消費者が直面する課題等、(3) 地域経済の実情と競争政策上の課題、(4) 優越的地位の濫用規制・下請法の規制、(5) 競争環境の整備に係る調査・提言、(6) 消費税転嫁対策、(7) 広報・広聴活動などについての意見聴取をそれぞれ行った。

2 有識者との懇談会

各地の有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会及び講演会を通して、競争政策についてより一層の理解を求めるとともに、幅広く意見及び要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため、毎年、全国各地において有識者との懇談会を開催している。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策として、ウェブ会議により開催した。

四国地区では、令和2年度は、高知市に所在の高知県商工会議所連合会等の経済団体、報道機関、学識経験者等の有識者と公正取引委員会委員との懇談会を実施した。

このほか、四国支所長等職員と四国管内の各地の有識者との懇談会を開催している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策の観点から、徳島市、徳島県鳴門市、同県板野郡北島町、高松市、愛媛県今治市、高知市及び高知県宿毛市の7つの経済団体に対して、懇談会の開催に代えて公正取引委員会の活動状況等を記載した資料の配布を行ったほか、松山市内に所在する消費者団体との間でウェブ会議による懇談会を開催した。また、香川県弁護士会との懇談会を1回開催した。

3 独占禁止法説明会等

公正取引委員会は、独占禁止法等の違反行為の未然防止を図るため、説明会・講習会等を自ら主催しているほか、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、ウェブ会議による説明会等も実施した。

四国地区では、令和2年度は独占禁止法に関する説明会等を3回実施した。また、入札談合等関与行為防止法に関する研修会等を8回実施した。

4 独占禁止法教室（出前授業）

将来を担う中学生、高校生、大学生等を対象に、市場経済の仕組みや競争の機能について説明するなどし、競争の必要性・重要性、独占禁止法の役割等について理解してもらうことを目的として、公正取引委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、ウェブ会議による開催や公正取引委員会の職員による講義の様子をあらかじめ収録したDVDの貸出しも行った。

四国地区では、令和2年度は独占禁止法教室を中学生向けに13回、高校生向けに2回、大学生向けに8回それぞれ開催した。

5 消費者セミナー

一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層理解を深めてもらうことを目的として、地域の一般消費者を対象としたセミナーを開催しているほか、公正取引委員会の職員を消費者団体等の勉強会等に派遣している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、ウェブ会議による勉強会等も実施した。

四国地区では、令和2年度は高松市（2か所）、香川県善通寺市、同県仲多度郡琴平町及び松山市（2か所）計6か所において、消費者セミナーを開催した。

6 相談業務

公正取引委員会は、法運用に対する理解を深め、違反行為の未然防止を図るため、相談を受け付けている。

最近5年間における四国地区の相談受付件数は次のとおりである。

相談受付件数

（単位：件）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
独占禁止法	108	132	120	174	163
下請法	144	111	58	91	86
合計	252	243	178	265	249